

# バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

志賀町長 あて

申告者 (納税義務者)	住所(所在)														
	フリガナ 氏名(名称)	㊟													
	電話														
個人番号または法人番号															

地方税法附則第15条の9第4項又は同条第5項の規定に基づく固定資産税の減額を受けるため、志賀町税条例附則第13条の3第7項の規定に基づき、事実を証する書類を添えて申告します。

家屋の内訳	所在・地番				家屋番号		
	種類(用途)		構造		持家の種類	<input type="checkbox"/> 一戸建	<input type="checkbox"/> マンション
	床面積	. m <sup>2</sup>		居住用床面積	. m <sup>2</sup>		
	建築年月日	. .	登記年月日	. .	改修工事 完了年月日	. .	
	バリアフリー改修工事費用	全体工事費用 _____ 円 (バリアフリー改修工事以外の工事を含む) バリアフリー改修工事費用 _____ 円 給付・補助金額 _____ 円 自己負担額 _____ 円 _____ 円 - _____ 円 = _____ 円					

【3ヶ月以内に提出できなかった理由】 ※工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。

必要改修工事とした方を	氏名 (生年月日)	( 年 月 日)	該当する区分	<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 要介護, 要支援認定者
	住所			

### 世帯区分等状況確認

本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに

同意します ・ 同意しません

※ 該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくこととなります。

☆下記処理欄は記入する必要がありません。

処理欄	【受付時確認】	受付印	処理日	
	<input type="checkbox"/> 改修工事完了から3ヶ月以内である <input type="checkbox"/> 記載内容に漏れがない <input type="checkbox"/> 必要な添付書類が揃っている		年 月 日	
			担当者	確認者

\* 添付書類及び記入方法については、裏面に記載しております。

## 添付書類（地方税法施行規則附則第7条第8項の規定に基づく書類）

- 納税義務者の住民票の写し ※個人番号を記載していただいた方は不要です
- 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの）
- 改修工事箇所の写真
- 領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの）
- 住宅改修補助金交付及び介護保険給付金の決定（確定）通知書等の写し
- 該当する区分に応じた書類
  - ・ 65歳以上の高齢者 …………… 住民票の写し
  - ・ 要介護及び要支援認定者 …………… 介護保険の被保険者証の写し
  - ・ 障害者 …………… 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し

## 記入方法

- 1 申告者（納税義務者）の欄には、バリアフリー改修工事に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所または所在、氏名または名称、電話番号及び個人番号または法人番号を記入し、押印してください。
- 2 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・種類(用途)・構造・持家の種類・床面積・居住用床面積・建築年月日・登記年月日・改修工事完了年月日・改修工事費用をそれぞれ記入してください。（主だった項目は納税通知書の課税明細書をご覧いただければ確認が可能です。）
- 3 改修工事を必要とした方の欄には、申告要件を満たす方(改修工事完了後の1月1日において65歳以上の者、要介護又は要支援の認定を受けている者、障害者等)の氏名・該当する区分・住所をそれぞれ記入してください。

## 減額の対象となる住宅等の要件

- 1 平成19年1月1日以前に建築された居住用の家屋（賃貸住宅を除く）であること。
- 2 平成19年4月1日から平成30年3月31日までの間に、自己負担額が戸当たり50万円超の一定のバリアフリー改修工事が行われたものであること。

なお、介護保険制度での住宅改修費・介護予防住宅改修費、自立支援住宅改修給付及び重度身体障害者住宅設備改善費の給付を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額が算定されます。

- 3 次のいずれかの工事であること。
  - (1) 通路又は出入り口の拡幅
  - (2) 階段の勾配の緩和
  - (3) 浴室の改良
  - (4) 便所の改良
  - (5) 手すりの取付け
  - (6) 床の段差の解消
  - (7) 引き戸への取替え
  - (8) 床表面滑り止め化
- 4 次のいずれかの人が居住していること。
  - (1) 65歳以上の人
  - (2) 介護保険において、要介護認定または要支援認定を受けている人
  - (3) 障害のある人

## 減額内容

バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税について、戸当たり100平方メートル分までの3分の1の額を減額します。